

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	阪神高速道路利用促進歴史スタンプラリーキャンペーンリーフレット作成業務
2 業 者 名	(株) JTBパブリッシング
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路の更なる利用促進を目的として、当社が団体加入している歴史街道推進協議会と連携し「阪神高速道路」を利用して「歴史街道」を巡るドライブスタンプラリーキャンペーンを実施するためのリーフレットの企画作成をするものである。</p> <p>このリーフレットは今回の歴史スタンプラリーキャンペーンを構成する重要な要素のひとつであり、単にスタンプ設置場所の紹介やスタンプ欄を作成するだけではなく、スタンプ設置場所周辺のグルメや温泉、観光施設といった旅行情報を盛り込み、多くのお客さまに手にとっていただき、キャンペーンへの参加意欲を高める仕掛け（企画）が必要である。</p> <p>また、今回のリーフレット企画作成については、リーフレットをより多くのお客さまに手にとってもらえること、また、旅行的要素を持ったキャンペーンに参加していただくために、旅行会社での広報できることが必要となる。</p> <p>ここで、[るるぶ]は発行部数最大の旅行情報誌として認知度が高く、多くのお客さまに信頼されていることから、本リーフレットを「るるぶ特別編集」として作成することでより多くのお客さまに手にとっていただけることが想定できること、加えて(株) JTBパブリッシングが発行している[るるぶ]シリーズ「こどもと遊ぼう! 関西」「JTBのMOOK 大阪歴史さんぽ」にて本キャンペーンを紹介することで、ファミリー層から壮年層まで幅広い読者への広報展開が期待される。</p> <p>さらに、JTBの旅行代理店において本キャンペーンのリーフレットを配架することで旅行を検討しているお客さまのキャンペーン参加を誘発することができる。</p> <p>よって、今回のスタンプラリーキャンペーンリーフレット作成にあたり、(株) JTBパブリッシングと契約することは他者よりも本業務を有利に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により(株) JTBパブリッシングと随意契約とするものである。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	